

第5次 新潟市食育推進計画策定に向けた整理

資料2

食育基本法（平成17年法律第63号）

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

新潟市食育推進条例（平成19年条例第3号）

目的：市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与すること

第4次中間評価で見た現状・課題

- 農林漁業体験、食品ロスに関する取組みは目標達成
- 若い世代の「朝食欠食」「食文化継承」「バランスの良い食事」が改善できていない

新潟市食育推進計画（第5次）

目的：市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与すること

計画期間：R9～R13（5年間）

※新潟市総合計画2030（R5～12）の分野別計画として位置づけ。各分野別計画との整合性や連携も意識

